

健生発 1219 第 1 号
7 輸国第 3503 号
令和 7 年 12 月 19 日

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長
厚生労働省各地方厚生局長
農林水産省各地方農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公印省略)
農林水産省輸出・国際局長
(公印省略)

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」の一部改正
について

シンガポール向けに輸出する家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品については、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」(令和 2 年 4 月 1 日付け財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定。以下「手続規程」という。) の別紙 SG-A3 「シンガポール向け輸出家きん肉、家きん肉製品及び家きん卵製品の取扱要綱」及び SG-A4 「シンガポール向け輸出家きん卵製品(レトルト食品及び缶詰) の取扱要綱」に基づき取り扱われているところです。

今般、手続規程について下記のとおり改正を行いましたので、御了知の上、対応方よろしくお願ひします。

また、令和 7 年 12 月 19 日付けで発行するシンガポール向け輸出家きん卵製品の衛生証明書から、改正後の様式を使用するよう、対応方よろしくお願ひいたします。

以上、関係事業者への周知等について特段の御配慮をお願いします。

記

- 1 別紙 SG-A3 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 家きん卵製品について、日本側が施設の認定を行い、シンガポール当局へ通知することが可能になったことに伴い、要綱の対象から削除
 - (2) 本文8「設定後の事務等」(3)の変更の申請にかかる厚生労働省からシンガポール当局への通知について、異なる加工の形態に由来する製品を輸出する場合のみとなったことを追記し、別記を追加
 - (3) 別紙様式2-3の衛生証明書発行申請書様式について、製造の加工の形態を併記することを追加
 - (4) 別紙様式9「Notification of change from Establishment」について、製造の加工の形態を追記
 - (5) その他所要の改正
- 2 別紙 SG-A4 について下記の改正を行ったこと。
 - (1) 前記1の(1)のとおり、家きん卵製品について、レトルト食品及び缶詰に限らず、日本側が施設を認定し、シンガポール当局へ通知することが可能になったことから、要綱の対象をレトルト食品及び缶詰に限らないとしたこと
 - (2) 本文3「輸出要件」(3)に、他の施設で製造された液卵又は卵製品を使用する場合を追加
 - (3) 本文4「認定等の手続」に、必要な手数料とともに申請する旨を明記
 - (4) 本文5「認定後の事務」(4)アに、他の施設で製造された原材料を使用する場合として卵製品を追加
 - (5) 本文5「認定後の事務」(6)の変更の申請にかかる厚生労働省からシンガポール当局への通知について、異なる加工の形態に由来する製品を輸出する場合のみとなったことを追記し、別記を追加
 - (6) 別紙様式1の施設認定申請書様式の添付書類から給水・給湯系統図、排水系統図、食品衛生法に基づく処分事例の資料を削除
 - (7) 別紙様式3の衛生証明書発行申請書様式について、製造の加工の形態を併記することを追加
 - (8) 別紙様式4-1の衛生証明書様式から輸出先国認定の記載を削除
 - (9) 別紙様式8「Particular Informations of Establishment」及び別紙様式12「Notification of change from Establishment」について、製造の加工の形態を追記
 - (10) その他所要の改正